

高松市監査委員告示第6号

工事監査（随時監査）結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成25年2月20日

高松市監査委員 吉田正己
同 山下稔
同 妻鹿常男
同 西岡章夫

工事監査（随時監査）の結果に基づく措置通知について

第1 平成16年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

平和公園墓園合葬式墓地建設工事について

対象部局	市民政策局市民やすらぎ課
措置通知日	平成24年12月12日
【意見を付された事項】	【措置された内容】
工事記録写真の整備の在り方について 市が保管する工事記録写真を調べると、各写真は、工事内容等を記載した黒板が明りょうに写し込まれているなど、適正に撮影されているものの、工事の各施工段階における撮影枚数がやや少なく、施工済工事の全貌をうかがい知るには不十分なものも見受けられたので、撮影対象の項目や撮影枚数など、工事記録写真の整備について、工事の各施工段階において、過不足なく記録がなされるよう、工事請負業者と適宜協議・決定を行うなど、その整備の在り方を検討されたい。	工事記録写真の整備の在り方については、平成16年度工事監査の結果に付された意見を踏まえ、平成17年度から、工事の各施工段階において過不足なく記録がなされるよう、撮影対象の項目や撮影枚数などについて工事請負業者と適宜協議を行うこととし、工事記録写真を適正に整備するよう改めた。